

土壌・地下水浄化対策工事（その15）

平成21年度の浄化対策工事の進捗について



（平成21年8月撮影）

N-3(W)地区の工事状況（後方：新棟建設工事中）

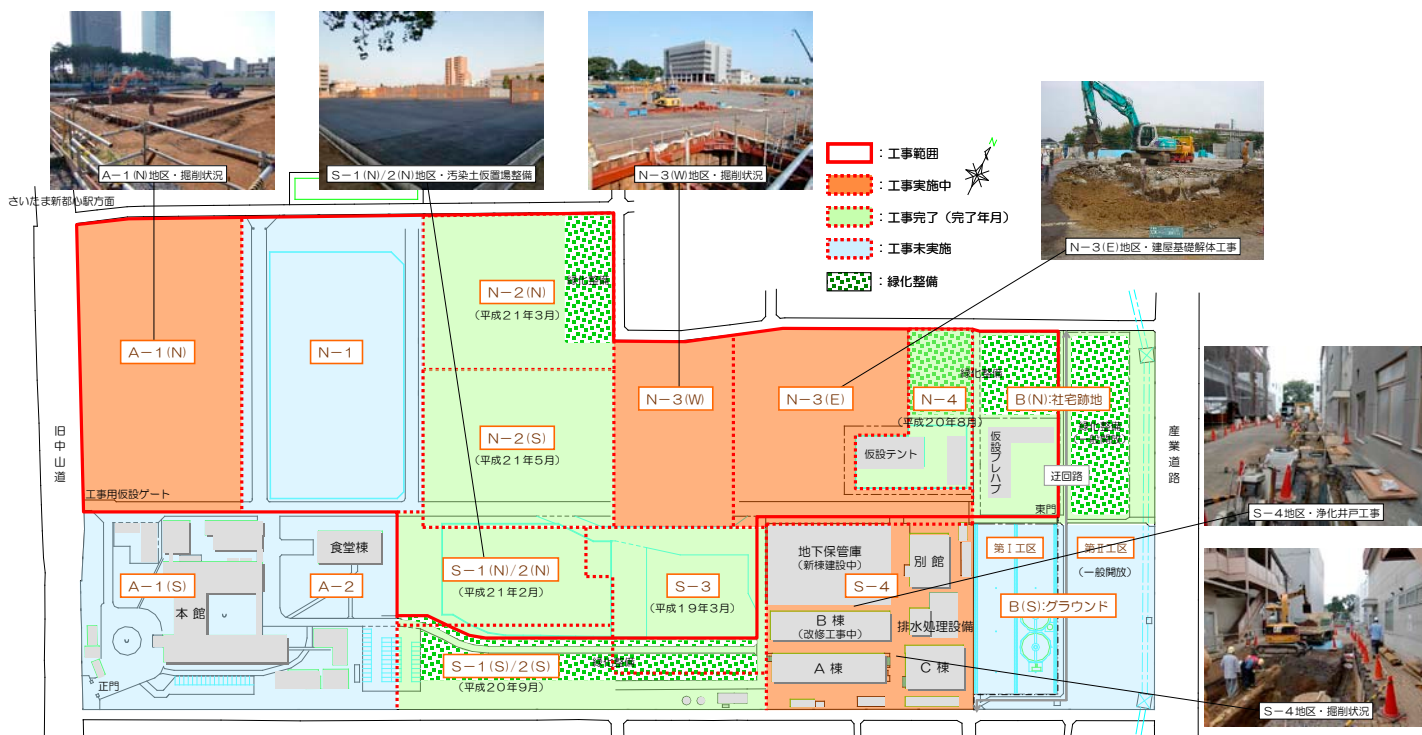
三菱マテリアル株式会社

1. 経緯

平成12年1月より敷地内全域において土壌・地下水調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、その後の継続調査において基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき浄化対策工事を順次実施中であります。今後も、本計画に従って浄化対策工事を実施することとしていますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2. これまでに完了した対策工事（図1ご参照）

- ・掘削浄化工事 N-2(N)地区、N-2(S)地区、N-4地区、S-1(N)/2(N)地区、S-1(S)/2(S)地区、S-3地区
- ・緩衝地帯（緑化）の設置 N-4地区及びB(N)地区西の北側、N-2(N)地区の東側
S-1(S)/2(S)地区（歩行者・自転車専用道含む）
- ・その他工事 S-1(N)/2(N)地区汚染土仮置場設置工事

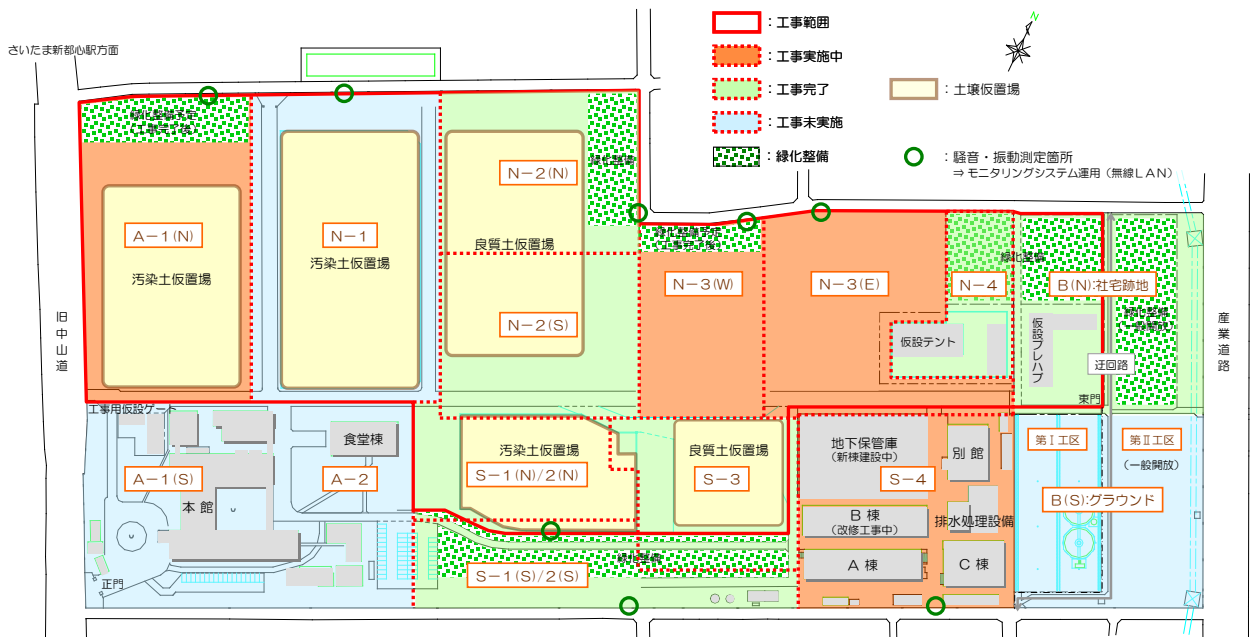


(図1)

3. 今年度計画の浄化対策工事（図2ご参照）

- ・掘削浄化工事 A-1(N)地区（平成21年12月完了予定）
N-3(W)地区（平成21年9月完了予定）
N-3(E)地区（平成22年10月完了予定）
- ・原位置浄化工事 S-4地区^{*}
- ・その他工事 A-1(N)地区、N-3(W)地区に緩衝地帯（緑地帯）の設置
良質土・汚染土につきましては、図2に示す通り、構内各所に仮置場を設置します。

^{*} S-4地区内では、建屋を今後も事業で継続使用することから、現状出来得る限りの対策工事を行います。工事内容は主に通水洗浄による原位置浄化であり、地下水の浄化の進捗を見ながら工事完了を判断するものといたします。



(図2)

4. 今年度浄化対策工事の追加分

浄化対策工事につきましては順調に進捗しておりますが、今年度工事として下記工事を追加いたします。

- ・ 浄化対策工事 N-1 地区土壌詳細調査（平成22年1月から）
 B(S)地区浄化対策工事（平成21年11月から）；詳細は別紙参照
- ・ その他工事 A-1 (N)地区汚染土仮置場設置（平成21年10月から）

なお、工事期間中は、騒音・振動対策として防音壁の設置や極力騒音・振動の発生が少ない工法や機械を使用し、更に騒音・振動測定を行っております。埃につきましても、散水をきめこまかく行うとともに、工事現場から出るダンプ等のタイヤ洗浄などを行い埃の抑制に努めます。

5. 今後のスケジュール

工事は平成24年に完了する予定です。

項目	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
地下水揚水	[Blue bar from 16 to 24]										
グラウンド原位置浄化	[Cyan bar from 16 to 21, with note: グラウンド西側(第1工区) (平成21年下期より掘削浄化開始)]										
土壌詳細調査	[Red bar from 19 to 23]										
土壌掘削除去	[Red bar from 17 to 23, with note: 仮置き土壌搬出 S-3地区]										
浄化確認モニタリング	[Blue bar from 19 to 25]										
原位置浄化(S-4地区)	[Cyan bar from 19 to 24]										
建屋等解体撤去	[Orange dashed bar from 16 to 23]										
地下水モニタリング(敷地内外)	[Blue bar from 16 to 26]										

全域工事完了予定 全域措置完了予定

Q & A

Q1：浄化工事に伴いグラウンドの利用はどうなりますか？

A1：平成21年10月末までは、現状の通り東側半分は利用できる予定です。
平成21年11月から平成22年9月までは、掘削浄化工事のため、グラウンドは利用できません。

Q2：浄化工事完了後、グラウンドの利用はどうなりますか？

A2：平成22年10月以降、東側半分については、将来の利用計画が決まるまでの間、現状と同様にグラウンドとして利用できます。

Q3：浄化工事に伴い迂回路はどうなりますか？

A3：平成22年1月までは、ルートが一部変更となりますが、現在の迂回路が利用できます。2月以降は、グラウンド南側に産業道路歩道までの仮設道路を設置します。

Q4：グラウンド北縁地（社宅跡地）の利用はどうなりますか？

A4：平成22年2月以降、工事車両通行のため、通り抜けできなくなります。

Q5：浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A5：原則、次のとおりです。

- ・作業時間：午前8時から午後6時まで
- ・作業休止日：日曜・祝祭日

Q6：浄化工事を完了した地区はどのようにするのですか？

A6：一部は緩衝地帯（緑地帯）を設け、それ以外は土壌仮置場（良質土、汚染土）などに利用します。

Q7：汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A7：土壌汚染対策法で定める「最終処分場」、「汚染土壌浄化施設」、「セメント工場等での原材料としての利用」において適切に処理処分を行います。

お問い合わせ先：三菱マテリアル株式会社

大宮総合整備センター「近隣の皆様の相談室」

電話 0120-662-637（フリーダイヤル）

Eメール：k-soudan@mmc.co.jp

作成日 平成21年9月5日